

○幌加内町地域おこし協力隊設置要綱

平成24年 2 月15日訓令第 1 号

平成31年 3 月19日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 人口減少や高齢化等が進行している当町において、地域の活性化や産業振興等を図るため、都市地域から人材を誘致し、地域における活動を通じて、その定住や地域力の維持・強化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年 3 月31日付総行応第38号）に基づき、幌加内町地域おこし協力隊を設置する。

(活動)

第 2 条 幌加内町地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 農林水産業への従事等
- (2) 水源保全・監視活動
- (3) 環境保全活動
- (4) 住民の生活支援
- (5) 地域おこしの支援
- (6) その他、地域力の維持・強化に資するため必要な活動

(委嘱)

第 3 条 協力隊員は、生活の拠点を、3 大都市圏をはじめとする都市地域等から幌加内町に移し、住民票を異動させた者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 協力隊員の任期は、原則 1 年とし、最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 任期を延長する場合には、1 年ごとに期間を延長することとする。

(任用等)

第 5 条 協力隊員の任用形態は「臨時職員の雇用要領」に準じるものとし、勤務に関する条件等については別途通知する。

(報償等)

第 6 条 協力隊員には、予算の範囲内において報償を支払うものとする。

2 町長は、協力隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。

(情報の開示)

第7条 幌加内町地域おこし協力隊の設置に伴い、その活動や処遇等を広報し、町のホームページ等により情報を開示する。

(秘密を守る義務)

第8条 協力隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成24年2月15日訓令第1号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日訓令第7号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。